

マイナンバー制度と その対策と対応

評議員・経営労務コンサルタント部部长
大阪・兵庫支部長 坂田 隆幸

マイナンバーは国内に住所のある人に割り当てられる12桁の番号です。

制度の開始にあたり、個人も企業も準備が要ります。各世帯には10月に入るとマイナンバーを記載した「通知カード」が簡易書留で郵送されてきます。その後、2016年1月以降にICチップを搭載した「個人番号カード」の交付が行われます。これは各自が文書かネットで申請し、市区町村の窓口に取りに行く必要があります。

来年1月からの個人番号カードの配布時に、申請した本人かどうかをカメラで撮影して確認する「顔認証システム」が全国約1700の市区町村に導入されます。

本人確認を厳格化して、申請者のふりをしてカードを受け取る「なりすまし」を防ぐ狙いです。

総務省はカード配布時の本人確認の手順を対面目視による確認を基本とし、本人かどうか疑問が生じた場合、顔認証システムを使う。顔認証を本人が拒めばカードを交付しない可能性もあるようです。

さて、通知カードは10月5日時点で住民票に載っている住所に送られることとなりますが、同封されている個人番号カードに顔写真を添付して郵送などで提出すると、前述の通り来年1月から市区町村でカードを受け取れることとなりますが、もし、引っ越しをして住民票を移していない人は、転居前の市区町村の窓口で受け取るか、引っ越し先で再発行の手続きが必要となります。

また、入院患者やストーカー被害者や夫からのDVで住所が分かれば困るため住民票を移していない人等は、9月25日までに市区町村に申請すれば居住地にカードを郵送してもらうことが出来ます。自宅で寝たきりの人の場合は代理人が受け取ることが出来ます。

企業は従業員や取引相手先などの番号を集めて管理する必要があります。税務署に提出する源泉徴収票や支払調書などに番号を記載しなければならないためです。

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めて下さい。

それでも提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

番号が流出すると特定個人情報保護委員会の立ち入り調査を受けたりする場合がありますから注意しましょう。

人の入れ替わりの激しいパートやアルバイトの番号収集も難題です。学生は住民票の住所と現住所が異なる場合が多く、アルバイトに住民票記載の住所を確認し、確実に受け取れるよう促す指導をする必要があります。

企業はマイナンバー情報を保護する対策も必要です。

保管方法などを定めた規程の作成。番号を扱う業務端末や人員を限定し、端末をワイヤで机に固定したり、仕切りで囲ったりする措置も必要でしょう。

海外の番号制度

イタリア	納税者番号 6文字+10桁	1977年 税務、住民登録、選挙、兵役、許認可等
オーストラリア	納税者番号 9桁	1989年 税務、所得保障等
アメリカ	社会保障番号 9桁	1962年 税務、社会保険、年金、選挙等
ノルウェー	住民登録番号 11桁	1971年 税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、教育等
シンガポール	住民登録番号 1文字+8桁	1995年 税務、年金、住民登録、選挙、兵役、車両登録等
カナダ	社会保障番号 9桁	1967年 税務、失業保険、年金等

デンマーク	住民登録番号 10桁	1968年	税務、年金、住民登録、選挙、兵役、諸統計、教育等
韓国	住民登録番号 13桁	1968年	税務、社会保険、年金、住民登録、選挙、兵役、教育等
スウェーデン	住民登録番号 10桁	1967年	税務、社会保険、住民登録、選挙、兵役、教育等
イギリス	国民保険番号 9桁	1961年	税務、社会保険、年金等
ドイツ	税務識別番号 11桁	2009年	税務
フィンランド	住民登録番号 10桁	1960年	税務、社会保険、住民登録
オランダ	市民サービス番号 9桁	2007年	税務、社会保険、年金、住民登録等

マイナンバー制度への対応手順

マイナンバー（個人番号制度）について前文にもありますように国民1人ひとりに12桁（法人は13桁）の数字が割り当てられる、いわゆる「国民総番号制度」のことであります。

この番号は原則一生変わらず（紛失したときは別）厚生年金の時にあった名寄せの不十分さによる支給漏れや、手続き毎に異なる窓口に行かなければならない不便などが解消される予定です。

マイナンバー（個人番号）制度の根拠法は？

2013年（平成25年）5月に公布され、約2年半の猶予期間を経て、2016年（平成28年）1月から実施される「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称：マイナンバー法）です。

マイナンバーの個人宛の通知は、前述のとおり平成27年10月から開始され、本年中に通知される予定です。

マイナンバー法は、平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」（通称：個人情報保護法）とセットになっていますので、ご注意下さい。

マイナンバー法では、マイナンバー自体の漏えい・流出に対する罰則が、個人情報保護法での個人情報の漏えい・流出に比べて、はるかに、厳しくなっています。

個人と企業の両方に適用される場合もあります。

実施にあたって企業が参照するのは、「特定個人情報保護委員会」が策定した、一般企業向けの「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」と金融分野に関する「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の2冊からなります。

以下、表を参照

マイナンバー法の罰則規定

	対象行為	マイナンバー法の罰則	個人情報保護法の類似規定
①	個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金または併科(第67条)	-
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金または併科(第68条)	-
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上(69条)	-
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金(第70条)	-

	し、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得		
--	------------------------------------	--	--

⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第73条）	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第56条）
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第74条）	30万円以下の罰金（第57条）
⑨	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第75条）	-

注) ⑤～⑥項は、行政に対する罰則条項のため、削除しました。

個人情報保護法とマイナンバー法の違い

番号	個人情報保護法	マイナンバー法
1	対象分野は、個人情報（個人を特定できる情報）	対象分野は、特定個人情報（個人情報＋マイナンバー）
2	法的には「一般法」（一般的に適用される法律）	法的には、「特別法」（特定の分野、今回は、特定個人情報、なお、特別法は一般法に優先して適用）
3	対象人数は、従業員：5000人以上（ただし、東京都は条例で1人以上）	対象人数は、従業員：1人以上。
4	本人の同意があれば、企業側が諸手続きで使用可能。（マイナンバーを含まない個人情報のみ）	当面、税と社会保険、災害の3分野に関する行政手続きのみ使用が可能。企業が従業員の管理に利用することは不可（マイナンバー）
5	外部委託、都度本人の同意を得なくても可能。委託先の監督責任はある。	外部委託：都度本人の許諾が必要。また、委託先の監督責任を伴う
6	罰則：間接罰で、まず是正勧告あり、従わない場合は罰金。（刑事罰はない）	罰則：直接罰で、不正行為に対しては、直ちに刑事罰、本人と企業の両方に対する刑事罰もある。

マイナンバー法の対象とするものは？

- ① 対象となるのは「特定個人情報」です。特定個人情報とは、マイナンバーを含む個人の情報のことです。
対象範囲については、規模、業種に関係なくすべて企業に適用されます。
- ② 平成28年1月から「社会保障・税・災害対策」の3分野を対象としてスタートします。
そのために必要なマイナンバーの告知は、2ヵ月前の平成27年10月から始まります。
- ③ 企業は、社会保険の手続きや源泉徴収票、法定調書の作成などにおいて、従業員、個人支払者（士業等）からマイナンバーの提供を受け、書類などに記載します。
提供に同意してもらうための手続きが必要です。

マイナンバー制度に対応するための手順

マイナンバー法は、規模の大小や業種にかかわらず、すべての企業が対象です。
したがって、小規模企業といえども「特定個人情報の漏洩・流出防止対策」が求められます。特にマイナンバーの取扱いについて 社内対策を徹底して行い安全管理の重要性を社員全員に理解させる

こと。社内の個人情報を洗い出し管理台帳に記載すること。社内で十分に打ち合わせを行い全社で情報管理に対する、意識改革を行うこと。

システムの導入はあくまで運用上のツールであり、社内対策の実施後どのメーカーのシステムを使用するかは、その後の判断でよいでしょう。

社内保管と台帳の作成

- 1, 一覧表作成：マイナンバー自体は一括管理し、どの処理でマイナンバーが必要か、明確にする。
- 2, 登録台帳作成：添付資料（1）個人情報管理台帳として保管場所や機密度レベル、マイナンバー記載の要・不要を含めて、保管場所毎に台帳を作成する。
- 3, 登録台帳をもとに、情報の流れをプロセスに沿って分析し、リスクは把握して対策を立てる。

運用

1, 業務委託をされる場合は、合意文書を交わした上で委託して下さい。（税理士、社会保険労務士等の士業）従って、これからの士業は企業との信頼性、信用性の度合いが大切になってくるでしょう。

2, 文書作成が終わったら、その内容を従業員全員に教育して理解と協力を求める。

マイナンバーの取扱者は人数を限定し、漏洩・流出のリスクを抑えること

3, 従業員に対する不正抑止対策

1, 就業規則を改定して、守秘義務や不正行為に対する罰則を明確にする。

2, 従業員から段階で念書、誓約書、同意書を提出

・在職中は当面行政に提出する資料に限定し、退職時には破棄すること

・面接（マイナンバーは不要）入社時、在職中、退職後といった各段階で入手する。

3, 給料、人事、会計の分野で官公庁に提出すべき帳票にマイナンバーが必要。

「源泉徴収票」「扶養控除申告書」健康保険「資格取得・喪失」雇用保険「資格取得・喪失」
「法定調書」

4, マイナンバー制度と本人確認

マイナンバー法では、法律で限定的に明記された場合以外で、個人番号の提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。たとえ、本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。そのため、従業員等から取得する際には、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は公表することが必要とされています。また、番号のみでの本人確認では、なりすましの恐れもあることから、番号のみでの本人確認は認められません。必ず、番号確認（番号が正しいか）に加え、身元確認（正しい持ち主か）が必要とされます。

1, 個人番号の利用目的の明示

・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示する必要があります。

・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を明示できます。

2, 個人番号の取得時の本人確認

・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。

・本人確認では、①正しい番号であることの確認と②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

3, 本人確認の方法

・「個人番号カード」を持っている場合：平成 28 年 1 月以降本人の申請により交付される個人番号カードで「番号確認」と「身元確認」を行います。

・「個人番号カード」を持っていない場合：平成 27 年 10 月以降に郵送される通知カード又は住民票により「番号確認」と、運転免許証やパスポートなどで「身元確認」を行います。

個人番号カード			
通知カード	or	住民票(番号付)	+ 運転免許証or パスポート
~~~~~とか住民票記載事項証明書			

4, 扶養親族についての本人確認

従業員の扶養親族の個人番号の取得の際の本人確認について、扶養親族の個人番号の本人確

認が必要な場合があります。なお、税の扶養控除等申告書の提出と、国民年金の第3号被保険者届の提出で、扶養親族の本人確認の考え方が異なる点は注意が必要です。

- ・ 給与所得の扶養控除申告書： 給与所得の扶養控除等申告書の提出については、会社への提出義務者はあくまで従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、会社が扶養親族の本人確認を行う必要はありません。
- ・ 国民年金の第3号被保険者届： 国民年金の第3号被保険者の届出については、会社への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要です。ただし、実務上は従業員が代理人として扶養親族の本人確認を行うことが多くなると考えられます。

<u>国民年金の第3号被保険者届</u>	<u>扶養控除等申告書の提出</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">会社への提出義務者(第3号被保険者)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">会社への提出義務者(従業員)</div>
本人確認の必要性 従業員の番号○ 扶養親族の番号○	本人確認の必要性 従業員の番号○ 扶養親族の番号×

#### 5, 事業者より個人番号カード等の提示を受ける場合

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける際に、①個人番号カードの提示、又は通知カードと身元確認書類の提示を受ける方法

①個人番号カードの提示： 個人番号カードの裏面に記載された個人番号により番号確認、表面に記載された個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)及び顔写真で身元確認を行います。

②通知カードと身元確認書類の提示： 通知カードで番号確認を行い、運転免許証などの写真表示のある身元確認書類(写真表示のある身元確認書類の提示が困難な場合には、印鑑登録証明書や健康保険被保険者証など、2つ以上の写真表示のない身元確認書類)で身元確認を行います。

③事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受ける際に、顧客に対して個人番号の提供を依頼する書面を送付し、顧客がその書面に通知カードや個人番号カードの裏面の写しを貼付して返送する方法。

また、個人番号の提供依頼書類に、顧客が通知カード等の写しを貼付して返送することで、通知カード等の写しで番号確認を行うとともに、依頼書類に印字した住所及び氏名と貼付されている通知カード等の写しの住所及び氏名が同一であることを確認することにより身元確認を行ったことにもなります。

#### 就業規則上の記載事項【例：概略】

① 服務規律 従業員は「行政手続に於ける特定個人識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、会社の個人番号の提供の求め及び本人確認に協力しなければならない。

② 採用時の提出書類 個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票写し若しくは住民票記載事項証明書

③ 懲戒事由 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。

その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき

#### 銀行預金にマイナンバー

去る、8月25日にマイナンバー改正案が参院で可決され、9月3日の衆院本会議において可決、成立しました。これは制度開始から2年後の2018年から預金口座への適用です。

新規に口座を開設する際に申請用紙にマイナンバーを記入することになります。既存の口座は来店時に登録を促し、当面は任意で強制力はありませんが、3年後の2021年をめどに義務化を検討する考えのようです。

マイナンバーは医療分野の一部でも活用することにもなります。乳幼児が受けた予防接種の記録をマイナンバーで管理し、引っ越しした場合に引っ越し先の市区町村に引き継げるようにしたり、健康保険組合がメタボ健診の情報をマイナンバーで管理できるようします。

病院での診療記録全体で活用できれば、二重診療の防止などで医療費の削減につながるとされています。ただし、個人情報漏洩への懸念から慎重論があります。

年金情報の流出問題を受け、年金と個人番号の連携時期を遅らせるよう修正し、個人情報保護法と一体で審議するため、いずれの改正案も衆院で再度採決され、成立する見通しのようです。